

令和5年上尾市議会12月定例会  
市政に対する一般質問 答弁要旨  
(教育関連部分抜粋)

## 目 次

〔令和5年12月15日(金曜日)〕

◎鈴木 茂 議員 . . . . .	1
・65周年記念式典について	
・教育施策と選挙	
◎海老原 直矢 議員 . . . . .	3
・いじめ・不登校について	
◎荒川 昌佑 議員 . . . . .	5
・上尾市の教育について	
◎秋山 かほる 議員 . . . . .	7
・給食費負担が免除になる世帯について	

〔令和5年12月18日(月曜日)〕

◎井上 智則 議員 . . . . .	7
・不登校に対する支援について	
◎樋口 敦 議員 . . . . .	9
・スポーツ健康都市について	

〔令和5年12月19日(火曜日)〕

◎田中 一崇 議員 . . . . .	10
・学校生活について	
◎原田 嘉明 議員 . . . . .	11
・出産・産後ケアを含む子育て支援	
・児童・生徒の教育環境の向上と学校の統廃合	
・スポーツ科学拠点を含む、県への要望活動と進捗	
◎戸口 佐一 議員 . . . . .	14
・通学路の安全対策について	
・CO2削減の実効ある対策を	
◎池田 達生 議員 . . . . .	15
・学校再編計画は、児童・生徒保護者、地域の声を聞いて	

[令和5年12月20日(水曜日)]

◎轟 信一 議員 . . . . . 18  
・子どもたちが安心できる学童保育所に

◎新藤 孝子 議員 . . . . . 18  
・不登校・ひきこもりの支援の拡充を

◎平田 通子 議員 . . . . . 19  
・子どもをとりまく環境の整備を

[令和5年12月21日(木曜日)]

◎矢口 豊人 議員 . . . . . 20  
・環境政策について

[令和5年12月15日(金曜日)]

◎鈴木 茂 議員

・65周年記念式典について

●私は、不登校・いじめ対策は、教育にもっと予算をつける事だと思っています。具体的にはアップスマイルサポーターの増員とスクールソーシャルワーカー、さわやか相談員の増員です。この65周年記念式典の予算で何人のアップスマイルサポーターが増員できるのか？スクールソーシャルワーカー、さわやか相談員が何人増員できるのかお尋ねします

- 学校教育部長 65周年記念式典に係る予算で換算いたしますと、勤務状況により変動があるところではございますが、アップスマイルサポーターであれば7人、スクールソーシャルワーカーであれば11人、さわやか相談室相談員であれば6人の増員分に相当いたします。

・教育施策と選挙

●上尾市立学校教職員の業務量の適切な管理等に関する規則で、月45時間、1年360時間とする。という規則を守るために、教育委員会はどのような政策をとっているのか、という私の質問に対して、総業務量を削減するために、会議や研修の見直し、学校訪問で教職員が作成する資料の簡略化、年間10日の学校閉庁日の設定などを行ってまいります。との答弁でした。会議や研修の見直しは具体的にどんな内容なのか、それによって何時間業務が短縮になると考えているのか教えてください

- 学校教育部長 会議や研修の見直しとは、会議や研修の削減及びオンラインや書面開催による実施形態の変更でございます。令和4年度と平成30年度の状況を比較しますと、市教育委員会が主催する会議及び研修を16件削減し、24件実施形態を変更いたしました。削減できた時間は、概算となりますが、市内全体で2,000時間程度でございます。

●学校訪問で教職員が作成する資料の簡略化とは、何でしょうか

- 学校教育部長 これまでA4、4ページから6ページ程度で作成していた学習指導案を、2ページ程度に簡略化し、また、紙ベースでの学習指導案綴りの作成・提出を廃止しまして、電子データで提出するようにしたことでございます。

●この資料の簡略化で何時間の時間削減になると計算しているのか教えてください。研究委嘱が業務の多忙化を招いているとよく聞きます。3年に1回で2年間の研究発表があると伺っています。この決まりは、文科省・埼玉県等で法律や規則があるのでしょうか。もし、あるとしたらお示し下さい。無いとしたら3年に1回を5年に1回とかにすれば教員の勤務時間削減に繋がるとは思いますが、ご見解をお聞かせ下さい

- 学校教育部長 資料の簡略化で削減できた時間は、概算となりますが、市内全体で1,700時間程度でございます。研究委嘱につきましては、国や県で定められている法令や規則はございません。研究委嘱は、上尾市魅力ある学校づくり事業に関する要領に基づき実施しており、各校における様々な教育課題の解決や教職員の指導力の向上など、魅力ある学校づくりを推進するために行われているものであり、3年サイクルで計画的に実施することが効果的であると捉えております。

●市民の方から頂いた上尾市内小中学校教職員「時間外在校時間」一覧表をご覧ください。この資料によりますと小学校全体で24,345時間。中学校全体で18,492時間となります。2,000時間

や2,500時間の削減では、とても目標を達成できるとは、思えませんが如何でしょうか？この資料の平方小学校では、45時間を超える職員は1人しかいないという突出したデータになります。どうして平方小学校だけこのような数字になるのでしょうか？特別な勤務時間削減方法があるのか平方小学校に尋ねてみて、市全体でそのようにしたら100%の達成ができると思うのですが、如何でしょうか

- 学校教育部長 時間外在校等時間の状況につきましては、少しずつではありますが、着実に成果を上げているものと認識しておりますが、さらに踏み込んだ業務削減や業務改善を進めていかなければならないと考えております。そのため、市内小・中学校における教育課程の編成において、標準授業時数を大幅に上回る計画とならないよう、令和6年度以降の指導計画や指導体制の見直しを進めているところでございます。平方小学校の状況につきましては、聞き取りを行ったところ、毎週水曜日に早めの退勤を推奨する「帰ろうデー」を設定したり、勤務時間終了後に業務を行わなければならない場合は、教頭に報告するとともに、退勤時間を相談して決めたりするなどの工夫を行っているとのことでした。また、校長が、毎月所属職員一人一人に対して、個人の時間外在校等時間の状況をグラフ化し、労いの言葉を添えて配布するなど、勤務管理を的確に行い、意識改革に重点を置いて働き方改革に取り組んでおります。働き方改革に係る効果的な取組の実施につきましては、現在、平方小学校だけでなく、市内小・中学校全校に調査を行っており、今後共有を図り、学校の実態に応じて実施できるよう指導してまいります。

**●学校が担う業務の役割分担・適正化の答申をご覧ください。私は、この表にある基本的には学校以外が担うべき業務・登下校に関する対応・地域ボランティアとの連絡調整で、小学校は地域コーディネーターを配置する事で業務時間短縮ができと考えていますが、市のご見解をお聞かせ下さい。学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務の・部活動で中学校は業務時間削減ができと考えています。新聞に「部活の地域移行検証会議発足へスポーツ庁、24年度から」という記事があります。来年度のモデル事業参加は500自治体を超える見通し。との事です。市は部活動の見直しで業務時間削減を真剣に考えているのか、モデル事業に参加する気があるのかお尋ねします**

- 学校教育部長 児童生徒の登下校の見守りボランティアには、スクールガードリーダー、自治会などが主体となる自主防犯ボランティア、各学校主体の学校応援団、その他PTAが主体となる見守りなど、様々な団体からご参加いただいております。また、連絡調整においても、学校が全てを担うのではなく、各団体で連絡調整をしていただいております。部活動の見直しにつきましては、教職員の負担軽減をする上で、極めて重要であると捉えております。令和6年度の地域クラブ活動への移行に向けた実証事業につきましては、参加を検討してまいりたいと考えております。

**●若者の投票率の低さがいつも問題になります。私は、原因は学校教育に問題があると考えています。教育委員会にお尋ねします。若年層の投票率の低さをどう考えているのか、教育に問題があると私は思いますがご見解をお聞かせください**

- 学校教育部長 若年層の投票率が低いことにつきましては、教育委員会といたしましても、大きな課題であると認識しております。そのため、児童生徒に選挙の意義や投票の大切さを学ばせるとともに、政治への興味関心を高めることが重要であります。引き続き、社会科での学習のほか総合的な学習の時間、学級活動、児童会、生徒会活動等において、多様な意見のよさを生かした合意形成を図る活動を行い、主権者として求められる資質、能力を身に付けられるよう取り組んでまいります。

**●私は、2023上尾市議会議員選挙に関する「中学生の質問書」を大石中学校、上尾中学校から会派代表として受け取って返答しました。主権者教育一貫の取組として私は、大いに評価をして**

います。このような機会に中学生が具体的に市議会議員に質問をして回答を受け取る事が、中学生が政治に関心を持ち、将来選挙権を持った時の投票率向上に繋がると考えますが、教育長のお考えをお聞かせください

- 教育長 中学生が、実際の選挙などを題材にして学習を行っていくことは、政治に関する興味関心が高まり、将来の主権者として求められる資質、能力の向上に寄与するものと考えております。なお、実施にあたっては、政治的中立性を担保すること、公正・公平な観点で行うこと、また、実際の選挙に影響を与えないよう配慮することなども大切であると考えております。

**●この中学生の質問の中に気になる質問がありました。**

・パソコンが一人一台なく、いつも他のクラスに借りに行かなくてはならないからです。(多数)

・上尾市のPR動画では一人一台のICT端末を使った教育と宣伝しているのに、いつになったら一人一台が実現するのか知りたいです。

・全校生徒が同時にネット回線を利用できずに困っているからです。(多数)

・学校のネット環境が悪く授業に支障があります。どこでもいつでも使えるようにしてほしいです。

とあります。この中学生の質問に市はどのように回答するのでしょうか

- 教育総務部長 令和2年度までに、全児童生徒分の台数のICT端末整備を行ったところであり、児童生徒数に対して同一台数の端末が用意されている状況でございます。しかし、実際には、ICT端末を児童生徒間で共有している学校もあり、一部の児童生徒にご不便をおかけしている状況もございます。これは、先行して導入したICT端末の機種及びOSが異なっていること、さらには、端末の破損・故障が増加し、その対応に時間を要していることが主な要因であります。現在、文部科学省においても、次のICT端末の更新において、5%の予備分も含めた補助金を概算要求しているところがございますので、令和6年度以降の整備においては、予備機を含めて同一機種で対応が可能となると考えているところがございます。また、ネットワーク環境につきましては、回線速度が低下する一定規模以上同時利用のある学校に対し、通信環境の改善を図るため、回線増強工事を着手したところでございます。

## ◎海老原 直矢 議員

・いじめ・不登校について

**●文部科学省は「いじめはないという限定解釈をしない。まずは、いじめとして取扱い、その後調査を行って結論を出すこと。」としている。その点について、学校ではどのように理解されているのかを伺う**

- 学校教育部長 各学校の「いじめの防止基本方針」には、教師の言動・姿勢として、「いじめはないと思わず、教師一人一人がいじめがあるかもしれない認識を持つ」ことが示されております。このことを受け、各学校では、いじめ及びいじめが疑われる事案については、些細な兆候であっても軽視することなく、積極的にいじめとして認知し、組織的に対応して取り組むことと理解されております。

**●いじめがあった際、被害側が加害側からの謝罪を拒否しているにもかかわらず、学校は、まずは、当事者同士の謝罪を行う傾向があるように思われる。このことについて教育委員会は、どのような指導をしているのかを伺う**

- 学校教育部長 教育委員会としましては、まずは、いじめに遭われた被害児童生徒及び保護者に寄り添って丁寧に対応していくよう指導しております。謝罪につきましては、そのことを踏まえて、適切に判断するように指導しております。

**●私は、いじめが発生した場合、加害側の児童生徒が学校を欠席する場合もあるのではないかと**

**考えている。被害側の児童生徒の救済策として、被害側児童生徒を一定期間、休ませるケースもあると聞くが、このことについて市として何か方針があるのかを伺う**

- 学校教育部長 市としての方針はございませんが、被害及び加害児童生徒の心情や状況に寄り添った支援・指導を進めていくよう、指示をしております。

**●いじめが発生した際、加害側への指導内容を被害側へ伝えることが必要であると思うが、いかが**

- 学校教育部長 被害児童生徒及び保護者に、加害側への指導内容等を、適宜伝えることは、いじめ対応をしていく際の大切な手立ての一つであると認識をしております。

**●暴力を含むいじめが発生した場合、学校は、警察と連携して対応することが求められると思うが、いかが**

- 学校教育部長 全国的にも、犯罪行為として取り扱われるべきいじめなど、学校だけでは対応しきれないケースの増加を受けて、文部科学省から、令和5年2月に「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」の通知が発出されました。本市におきましても、その内容を「上尾市いじめの防止等のための基本的な方針」に反映させ、各学校が警察への相談・通報等を確実に行うことができるよう、支援・指導しているところでございます。

**●いじめの被害児童生徒が不利益を被らないようにするためには、どのように対応することが望ましいのかを伺う**

- 学校教育部長 被害児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、例えば、加害者との接触を避けるために座席を離す、学校内の動線を分ける、被害又は加害児童生徒の所属の学級を変更するほか、教職員による見守りなどの対応が考えられます。また、登校ができない、あるいは、教室に入ることができない場合の学習保証をするために、校内での別室対応、放課後登校や家庭訪問による補習、自宅等からのオンライン授業への参加などの対応が考えられます。

**●ホームページに公表されているいじめ重大事態の件において、学校側及び市教育委員会の聴き取り調査は行われたのか。行われたのであれば、どの組織が聴き取りを行ったのか**

- 学校教育部長 上尾市いじめ問題調査委員会が学校及び市教育委員会の聴き取り調査を行っております。

**●いじめについて、学校以外に教育委員会にも相談ができる環境整備が必要であるとするが現状と見解**

- 学校教育部長 学校以外で、いじめなどの相談ができる環境を整えることは、第三者の立場からの助言を受けることができるなど、問題解決を図る上で効果があると捉えております。市教育委員会では、現在、不登校、いじめ、性格、学習などの相談を、教育センターで受け付けております。

**●同、いじめとして認定された時点で相談窓口の周知を個別に図るべきと考えるが見解**

- 学校教育部長 各学校に対しましては、不登校やいじめなどの問題を解決するために、児童生徒及び保護者が活用できる、国・県・市の相談窓口、市教育委員会への相談方法などを周知しております。実際、いじめなどの問題が発生した場合は、学校を中心として対応しておりますが、各相談窓口などを状況に応じて改めて紹介することは、解決を図るために有効であると捉えております。

**●(いじめについて)教育委員会のこれまでの答弁と現場における対応が異なる事案が散見されるが、その場合の責任は学校・教育委員会のいずれにあるか**

- 学校教育部長 教育委員会と学校における対応が異なる場合につきましては、双

方がしっかりと連携をして改めて事実関係を確認し、適切に対応できるようにしていくことが極めて大切であると考えております。

### ●学校及び市教育委員会の聴き取り調査の結果について、公表すべきと考えるが現状と見解

○学校教育部長 調査報告書には、上尾市いじめ問題調査委員会が、学校及び市教育委員会からの聴き取り調査において明らかになったことについて指摘されておりますので、すでに公表されているものと認識をしております。

### ●不登校児童生徒への多様な学習機会への経済的支援についての進捗状況は

○学校教育部長 不登校児童生徒への多様な学習機会への経済的支援につきましては、7月実施の不登校対策推進委員会において、各委員から御意見をいただくとともに、先行自治体の調査や民間施設への訪問を継続して行っております。

### ●障害のある児童生徒が不登校になった場合の対応はどのような状況か

○学校教育部長 上尾市では特別支援学級在籍の児童生徒の学校適応指導教室参加につきましては、他の児童生徒と同様であり、特に制限はございません。また、特別支援学校在籍の児童生徒も市内在住であれば同様となりますが、特別の教育的ニーズを含め、不登校児童生徒の対応は学校が第一に行うべきものであると考えております。そのため、在籍する特別支援学校と確認を行った上で、学校での対応が難しい場合は、対象児童生徒や保護者とどのような支援ができるか相談しながら対応してまいります。さらに、教育センターの情報コーナーにおいて、フリースクール等の民間施設について相談者が自分で選ぶことができるようにしております。

### ●特別支援学校に通う児童生徒が不登校となった場合に、適応指導教室のように出席扱いとなる支援の選択肢を用意すべきであると考えているが如何か

○学校教育部長 特別支援学校に在籍する不登校児童生徒への支援の選択肢につきましては、公的施設である教育センターや民間施設であるフリースクールなどが考えられます。その実態やニーズにつきましては、特別支援学校と連携しながら把握に努めてまいります。

### ●保護者から、「実際には放課後デイサービスの利用しかできず、午前中にはサービスも存在しない」という意見があるが、これについて市として課題として認識しているか。している場合環境整備をするべきであると考えているが見解

○学校教育部長 特別支援学校に在籍する不登校児童生徒への支援が限られた状況であるという課題につきましては、関係課と確認しながら、市としての適切な支援について検討してまいります。

### ●不登校状態で特別支援学校に通うことが困難である場合には、市としても支援をする責任があると解してよろしいか

○学校教育部長 先程も申し上げましたとおり、在籍する特別支援学校と確認を行った上で、学校での対応が難しい場合は、対象児童生徒や保護者とどのような支援ができるか相談しながら対応してまいります。

## ◎荒川 昌佑 議員

### ・上尾市の教育について

### ●過去3年間の市内小中学校の水道、エアコンなどのインフラ施設の故障について数

○教育総務部長 軽微なものを除き、令和2年度から令和4年度の3年間に於ける、工事修繕の発注件数といたしましては、給排水関係12件、エアコン関係23件となつ



ております。

### ●同故障についての児童生徒への影響について

○教育総務部長 給排水関係につきましては、断水等を限定的にすることで、学校への影響を最小限にしております。また、エアコン故障時の対応としては、スポットクーラーや移動式冷風機等を活用することで応急的に対応しております。今後も、児童生徒への影響を最小限とするため、速やかな修繕等の実施に努めてまいります。

### ●大石小のような古い受水槽が設置されている学校は如何

○教育総務部長 コンクリート製の受水槽については、計画的に改修を進めておりますが、未改修で現在もコンクリート製受水槽を使用している学校は、小学校5校となっております。大石小学校、瓦葺小学校、東町小学校、平方北小学校、上平北小学校となっております。

### ●大石小のように断水をする必要とする場合も想定されるが、どのように対応していく予定か

○教育総務部長 受水槽については、老朽化の状況を鑑み、順次更新をしており、引き続き計画的な更新に努めてまいります。

### ●原因と対処について

○教育総務部長 工事や修繕が必要となる原因といたしましては、経年劣化によるものが大部分を占めております。給排水関係につきましては、全小中学校33校の受水槽を、計画的に鋼板製へと更新を実施しており、管路については、漏水調査を年3回実施すると共に、水道メーターを10日に1回確認することで、地中で発生した漏水を早期発見するなどの保全を行っております。また、エアコン関係につきましても、毎年、専門業者に空調設備保守点検業務を委託し、適切な維持保全を図っております。

### ●修繕、長寿命化計画、更新計画との整合性について

○教育総務部長 今年度末に策定予定の上尾市学校施設更新計画実施計画では、学校施設の耐用年数や老朽化状況を踏まえ、5か年の学校施設の更新や大規模な工事の実施時期を明示するものでございます。設備類の修繕等については、実施計画と整合性を図りながら、計画的・効率的な維持保全に努めてまいります。

### ●老朽化が原因の場合の今後の同様施設の修繕について

○教育総務部長 学校からの月次点検報告や専門業者による点検結果及び技術職員による現地調査を行い、早期発見に努めております。

### ●エアコンの寿命と不具合について

○教育総務部長 業務用エアコンの耐用年数は、一般的に、概ね20年程度と言われております。なお、エアコンの寿命につきましては、機器の個体差がある事から、専門業者による定期的な保守点検業務を委託し、不具合を未然に防止するなど、適切な保全を行っております。

### ●学校トイレの洋式化について現状

○教育総務部長 校舎のトイレにつきましては、これまでのトイレ改修工事により、トイレの洋式化を進めており、小・中学校のトイレの洋式・和式の割合は、洋式約72%、和式約28%となっております。なお、和式トイレについては、一般社会において現存する和式トイレに対応するために、学校からの要望を受け、和式トイレを設置したものでございます。

### ●せめて女子トイレの改修と考えますが、見解はいかがでしょうか

○教育総務部長 和式トイレの洋式化への改修は、その必要性について学校の意見

を聞きながら検討を進めてまいります。

### ●同給食調理室のトイレの洋式化について現状

- 教育総務部長 全小・中学校の給食調理室のトイレにつきましては、全て洋式に改修されております。

### ●今後の(トイレの洋式化の)計画について

- 教育総務部長 学校施設は、建築後40年以上が経過し、老朽化が進行している学校施設が80%を占めております。今後、学校施設の更新の際に、洋式和式の配置比率など児童生徒の意見も踏まえ、調整してまいります。

## ◎秋山 かほる 議員

### ・給食費負担が免除になる世帯について

### ●要保護、準要保護の5年間の推移及び準要保護の具体的基準や申請件数と認定件数、支給件数について教えてください

- 学校教育部長 要保護とされる生活保護受給世帯の児童生徒数の5年間の推移は、平成30年度121人、令和元年度122人、令和2年度123人、令和3年度120人、令和4年度129人となっております。準要保護世帯の児童生徒数は、平成30年度1,718人、令和元年度1,645人、令和2年度1,628人、令和3年度1,534人、令和4年度1,436人となっております。また準要保護の基準でございますが、基本としては、要保護とされる生活保護受給世帯の基準額の1.3倍以下の所得の世帯としておりますが、ひとり親世帯など条件によっては、1.5倍以下の基準を対象としております。細かな条件などはホームページや保護者配布用リーフレットでお知らせしております。なお、準要保護基準額につきましては、家族構成や年齢などでも大きく異なるため、明確にお示しすることはできませんが、例えば、父、母、子の3人世帯で持ち家の場合、240万円程度、賃貸住宅の場合、315万円程度となっております。申請件数と認定件数ですが、令和4年度実績でいきますと、申請件数1,627件、認定件数は1,436件となっております。支給件数は認定件数とほぼ同数となります。

### ●準要保護世帯の児童生徒に支給される就学援助費にはどのようなものがあるのか、また支給日、支給額はいくらか

- 学校教育部長 主な支給費目は、学用品・通学用品費、社会科見学や修学旅行費、学校給食費などがございます。支給時期については、それぞれ学期ごとを基準としており、金額としては、小学生一人あたり学用品・通学用品費で年額11,000円から13,000円程度、中学生一人当たり、年額で22,000円～25,000円程度、社会科見学などが小学生1,600円、中学生2,300円程度、その他修学旅行などは費用から対象実費を計算しており、給食費については実費を支給しております。

〔令和5年12月18日(月曜日)〕

## ◎井上 智則 議員

### ・不登校に対する支援について

### ●上尾市の不登校に対する支援の現状として、不登校児童生徒の理由別推移を教えてください

- 学校教育部長 文部科学省の定義する年間30日以上欠席等の不登校児童生徒数の理由別の推移でございますが、令和2年度から4年度までの過去3年間とも理由は、

割合が大きい順に、「不安」「無気力」「人間関係」となっております。その割合といたしましては、「不安」が53%前後、「無気力」が30%前後、「人間関係」が8%前後で推移しております。

### ●上尾市として、多様な学びの場の確保について、現在の取組と課題を教えてください

○学校教育部長 本市といたしましては、上尾市不登校対策基本方針を基に、学校内外における多様な居場所づくりや民間施設等との連携に向けて取り組んでいるところでございます。学校内におきましては、さわやか相談室や保健室の他、レインボールームやブリッジルームなどという名称で、別室での支援を行っている学校もございます。また、教育センターでは、個別の相談や学校適応指導教室など、それぞれ不登校児童生徒の居場所として、個に応じた学習や活動をしております。今後は、多様な学びの場の確保に向けて、校内の指導体制の充実や教育センターの機能の向上、関係機関や民間機関と連携した支援体制の構築について、上尾市不登校対策推進委員会で、検討してまいります。

### ●フリースクール等への支援について、現状を教えてください

○学校教育部長 不登校児童生徒への多様な学習機会への経済的支援につきましては、7月実施の不登校対策推進委員会において、各委員から御意見をいただくとともに、先行自治体の調査や民間施設への訪問を継続して行っております。

### ●不登校児童生徒をもつ保護者の孤立を防ぐために、現在の取組と課題について、教えてください

○学校教育部長 不登校児童生徒をもつ保護者の孤立を防ぐための取組といたしましては、各学校において、登校できない児童生徒はもとより、その保護者に対しても、電話や家庭訪問、面談などを実施しております。教育センターでは、来所相談や電話相談の他、メールによる相談を受け付けております。また、今年度から、教育センターを利用する児童生徒の保護者同士が話し合える場を新たに3回設けました。その他、教職員に対して、研修会を開催しており、保護者との連携について周知しております。今後の課題といたしましては、学校や関係機関及び福祉部局と連携しながら、相談する場や選択肢を広げていけるようにすることとさせていただきます。

### ●保護者が不登校についての悩みを相談できる場所の紹介やその周知方法について教えてください

○学校教育部長 各学校におきましては、面談や家庭訪問において、児童生徒の状況を見ながら、さわやか相談室相談員やスクールカウンセラー等の学校内の相談体制を御案内したり、教育センター等の相談機関やスクールソーシャルワーカーを紹介したりしています。教育センターにおきましては、相談先一覧を各学校を通じて保護者に配布するとともに、ホームページに掲載し、周知しております。また、教育センター内の情報コーナーにおいては、相談者のニーズに応じた相談先の情報提供をしております。

### ●教育センターにおける過去1年間の保護者の相談件数を教えてください

○学校教育部長 令和4年度の保護者による相談実件数は、399件であり、そのうち201件が不登校に関する相談でございます。

### ●ICT端末の活用において、不登校児童生徒に対する学校の取組について教えてください

○学校教育部長 ICT端末の活用といたしましては、児童生徒の状況や実態に応じて、自宅や相談室等でオンライン授業に参加したり、オンラインドリルに取り組んだり、集会等のライブ配信を視聴したりしている事例がございます。

### ●オンライン授業での出席について、教えてください

○学校教育部長 不登校児童生徒が自宅におけるICT等を活用した学習活動を行

った場合の指導要録上の出欠の取扱につきましては、文部科学省がガイドラインを示しております。これによりますと、「一定の要件を満たした上で、自宅において教育委員会、学校、学校外の公的機関又は民間事業者が提供するICT等を活用した学習活動を行った場合には、校長は指導要録上出席扱いとすることができる」と、されております。本市では、これを踏まえて、不登校対策推進委員会で市としてのより明確なガイドラインの策定に向けて協議しております。

### ●ICT端末の活用において教育センターの取組について教えてください

- 学校教育部長 相談者のニーズに応じて、オンライン相談やリモートでの教育センターの行事見学を実施しております。また、学校適応指導教室においては、児童生徒のその日の体調や出席状況をICT端末に入力したり、体験した行事をまとめ、プレゼンテーション資料を作り、作品展で発表したりする等、学習の一環として活用しております。その他、自習において、オンラインドリル等を活用する児童生徒もおります。

### ●ICT端末の活用において、課題を教えてください

- 学校教育部長 課題といたしましては、教員のICT活用スキルの向上、ICT端末を効果的に活用したオンライン授業の充実、学校と家庭が連携した児童生徒の情報モラルの育成などが挙げられます。

### ●今後の支援の在り方について、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員、拡充についての考えを教えてください

- 学校教育部長 スクールカウンセラーによる教育相談対応のニーズは高まってきており、学校からの要望もございますことから、さらなる充実を図ることができるよう、勤務日数を増やすことなどにつきまして県に要望してまいります。スクールソーシャルワーカーにつきましては、派遣の状況や支援ニーズなどの現状を踏まえた上で、不登校対策推進委員会で協議しながら、適正な配置について検討してまいります。

## ◎樋口 敦 議員

### ・スポーツ健康都市について

#### ●市内テニスコート稼働状況は

- 教育総務部長 市民体育館テニスコートの令和5年4月から9月までの稼働状況につきましては、利用可能日数に対して実際に利用があった日数の割合で、平均87.8%の利用がございました。

#### ●使用できない条件と、その場合の連絡について

- 教育総務部長 クレーコートにつきましては、雨や雪の場合など、指定管理者がグラウンドコンディションを確認し、中止を決定しております。利用中止時の連絡につきましては、指定管理者により、LINE、Webサイトを利用した発信を行うほか、予約申込者に対し、コートの状態が心配な場合には電話確認するよう案内を行っております。

#### ●市民体育館の駐車場について、テニスコート周辺は利用者優先にするなどの措置について見解は

- 教育総務部長 市民体育館の駐車場につきましては、指定管理者による管理により、可能な限り多くの利用者が有効に駐車できるよう運営しているところでございます。そのため、テニスコート利用者に限って専用の駐車スペースを確保することは困難と考えております。

### ●値上げ前と比較して使用状況に変化はあるか

○教育総務部長 市民体育館テニスコートの令和5年4月から9月までの利用者数について、前年同時期と比較したところ、12,958名から11,271名へ約13%減となっております。

### ●値上げによりどの程度売上げがあがったのか

○教育総務部長 市民体育館テニスコートの令和5年4月から9月までの利用料収入について、前年同時期と比較したところ、約170万円から約232万円へと約36%の増加となっております。

### ●値上げされた分の額の使用用途は

○教育総務部長 本市で採用している利用料金制による指定管理者制度では、利用料は指定管理者が施設を管理していくための経費に充てることとしております。なお、指定管理者は利用料及び市からの委託料により施設を運営しておりますが、令和5年度からの指定管理者の契約更改及び使用料の見直しを実施しており、業者選定にあたっては、使用料の見直しによる増額分を考慮して入札を行っております。

### ●健康増進、介護予防のために高齢者割引制度を導入してはいかがか

○教育総務部長 現在の利用料を基に指定管理者の選定及び委託料を決定しており、契約期間内での利用料収入の減少につながる割引の実施については、指定管理者との協議などが必要となることから、現時点では、困難であると考えております。

### ●高齢者優待カードを利用できるようにしてはいかがか

○教育総務部長 高齢者優待カードの利用による割引につきましても、現時点では、困難であると考えております。

### ●スポーツ健康都市として行ったイベント等への市民の参加状況は

○教育総務部長 令和5年度につきましては、新たなイベントとして、市民体育館で実施した「あげおdeからだ元気フェスタ」、4歳から小学生までの親子を対象とした「親子でスポ健Day in大谷」、シニア世代を対象とした「シニアのスポ健Day in上平」を実施したほか、既存のイベントである「上尾市民体育祭」についても、自由参加の競技を拡大して実施いたしました。各イベントともに、子どもから高齢者まで市民の誰もが気軽にスポーツに親しめる機会の提供、スポーツを通じた健康・体力づくりに親しむことによる生涯スポーツの推進を目的とし、ユニバーサルスポーツの体験会やからだの健康測定会等を実施することで、幅広い年代の方にご参加いただきました。

### ●スポーツ健康都市として、今後どのような施策や事業を行っていくのか

○教育総務部長 今年度実施したスポーツと健康に関するイベントについて、今年度の結果を踏まえ、市民の誰もがご参加いただけるような新しいイベントメニューを提供するなど、来年度以降、内容のさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

[令和5年12月19日(火曜日)]

◎田中 一崇 議員

・学校生活について

### ●各学校においてのエアコンの使い方 決まりはあるのか？つけるつけないの個人の差はあるのか？温度設定などはどうなっているのか

○教育総務部長 エアコンの使い方については、令和4年4月に、「普通教室エア

コン使用マニュアル」を作成し、エアコンと扇風機を併用するよう通知しています。その際の設定温度は、夏季28℃、冬季18℃としております。ただし、画一的に行うものではなく、状況に応じて、校長等の判断によるエアコンの使用を妨げるものではないです。

### ●寒さを感じる場所とそうでない場所があるが、服装について暑い時期のエアコンの風があたる場合の対応はどうか

○学校教育部長 暑い時期のエアコンの風が当たる場合の服装につきましては、各学校において、上着の着用を促すなど、児童生徒の健康面に配慮しております。また、エアコンの風向きや風量を調整するなどして、学習に集中して取り組める環境づくりに努めております。

### ●お箸の使い方についての指導はどうか

○学校教育部長 給食時の箸の使い方につきましては、主に小学校1年生における学級活動の時間等において、箸の持ち方や使い方について指導しております。また、食育の時間に栄養教諭による授業を行ったり、廊下等に箸の持ち方の掲示物を掲示したりするなどして、学校全体で箸の持ち方や使い方の指導を行っている学校もございます。

### ●箸を忘れた場合の対応は

○学校教育部長 家庭で管理している箸を忘れた場合に備え、各校では割り箸や貸し出し用の箸などを用意して、子供たちへ提供できるようにしております。また、忘れた際は、担任まで申し出るように指導しております。

### ●献立で配慮していることは

○学校教育部長 学校給食では、児童・生徒の栄養改善や健康の増進を図るとともに、望ましい食習慣を育成するため、栄養バランスが取れ、豊かで多様な献立の作成、食育における生きた教材としての献立の工夫、米飯給食や牛乳の積極的飲用の推進などに配慮した給食の提供に努めております。

### ●アレルギー食について、対応しているのか

○学校教育部長 市では、小麦や乳製品、卵を使っていない献立を「低アレルゲン給食」と捉えており、令和5年度、小中学校においては、平均すると月に4回程度実施しております。

### ●咀嚼について。現代の子の力は10年前と違うのか

○学校教育部長 児童生徒の咀嚼力を、上尾市で調査したデータはございませんが、近年の多様な生活スタイルに影響を受けた食事形態の変化や軟食傾向による咀嚼能力低下が危惧されていることは承知しております。幼い頃から食物を正しく噛むことを学習することは、咀嚼機能の発達と食育の面からみて重要なことと考えております。

### ●残菜の量について

○学校教育部長 令和5年度における残菜量は、平均で1校につき1日当たり、小学校が、およそ7キログラム、中学校は、およそ15キログラムでございます。

## ◎原田 嘉明 議員

・出産・産後ケアを含む子育て支援

### ●不登校や臨時休業時の学習対応

○学校教育部長 不登校児童生徒への学校における学習対応といたしましては、児

児童生徒の状況や実態に応じて相談をしながら、学校内の別室での学習支援や放課後登校での補習、自宅や相談室等でICT端末を活用して授業や集会等のライブ配信やオンラインドリル等に取り組んでいる事例がございます。また、学校外における支援といたしましては、教育センターの学校適応指導教室における自習や交流・体験活動のほか、フリースクール等民間施設における個に応じた学習や小集団での学習、体験活動等を行っている事例がございます。次に、臨時休業時の学校における学習対応といたしましては、従来の紙のドリルやワークシートを活用した学習のほか、ICT端末によるデジタルドリルやワークシートなどに取り組む事例がございます。また、児童生徒の状況により、オンラインで授業を行っている場合もございます。

●**「不登校児童生徒への学校における学習対応」の答弁で、「別室での学習支援や放課後登校での補習」とあったが、教室に入ることができない児童生徒に対して、給食は提供しているのか。また、希望すれば食べられるのか**

○学校教育部長 学校給食につきましては、保護者からの給食停止の申出がない限り提供しております。よって、教室に入ることができない児童生徒も、給食の時間に別室等において食べることは可能でございます。

●**「別室や放課後登校」を希望する児童生徒は、他の児童や生徒との接触、同室で顔を合わせて学習するのは困難と考えるが、パーテーション等で仕切りをしたり等の配慮を行っているのか。また、対応は可能か**

○学校教育部長 別室での学習につきましては、該当する児童生徒の状況により、利用時間を調整したり、パーテーションで仕切りをしたりするなど、各学校で配慮しながら対応しております。

●**「不登校児童生徒への学校における学習対応」の答弁で、「自宅や相談室等でICT端末を活用して」とあったが、情報端末が実質的に不足する中、不登校児童に行き渡っているのか**

○学校教育部長 現状におきましては、該当児童生徒の状況に応じまして、学校から貸与された端末や自宅の端末を活用した支援を行っております。

**・児童・生徒の教育環境の向上と学校の統廃合**

●**学校再編に関するプロセスと進捗**

○教育総務部長 文教経済常任委員会所管事務調査で報告した「上尾市学校施設更新計画実施計画（骨子案）」では、学校再編の検討対象校には、協議会を設置し、保護者や地域住民との対話を通じて、通学区域の調整や近隣校との統合など、地域の実情を踏まえた規模の適正化を図る最適な手法を検討する方針を明記したところでございます。今後、骨子案に続き、学校再編の検討対象校における協議の開始時期、学校再編の検討方法を含む実施計画（素案）を策定し、報告させて頂く予定としております。

●**児童・生徒を主とした教育環境の向上が重要であるとする。学校再編の検討対象校を小学校では全学年単学級としているが、小規模校の現状を教育委員会はどのように捉えているのか**

○学校教育部長 小規模校では、運動場や体育館、特別教室などが余裕を持って使えることなどのメリットがございますが、単学級が発生するとクラス替えができないことや教員の配置数も限られ、チームティーチングや専科指導等の多様な指導方法の機会が少なくなること、さらに中学校においては、全ての教科の教員を配置できなくなるおそれがあるなど、多くのデメリットがあると捉えております。

●**基本計画では、学校統廃合を含む学校再編を検討するとなっている。一部の市民からは、少人数学級や学区調整区域など通学区域の変更で対応すべきであるとの意見があるが、それだけで対応が可能と考えているのか**

○学校教育部長 学校の再編に当たっては、将来の児童生徒数の推移や子ども達の学びに望ましい学校規模、通学区域の変更、通学距離、通学路の安全性など、総合的に勘案し検討をしていく必要があると考えます。学校再編においては、通学区域の変更により対応できるか否かの検討を始め、保護者等の意見も聴取しながら、その方法について検証を深めてまいります。学区調整区域の現状を鑑みますと、少人数学級や通学区域の変更だけで対応可能とは考えておりません。

●教育環境の整備は、現状で教育を受けている児童生徒も対象となります。人的、財政的な事情があるのは理解していますが、現時点で教育を受けている児童生徒は、待ったなしの状況です。人的、財政的に緊急に対応すべきと考えますが、その様な対応も考えているのか？また、対応は可能か

○教育長 教育委員会では、ICT端末の整備やアップリー スマイルサポーターの配置など、毎日学校へ通う子供たちが、よりよい教育環境の中で学習できるよう取り組んでいるところでございますが、引き続き、学校施設の老朽化への対応や教育のデジタル化に向けた対応をすすめ、上尾の子供たちのため、上尾の教育の発展のため、今後も教育環境の整備に全力で取り組んでまいります。

●学校統廃合は、地域や保護者などの様々な利害関係者がいるが、本来であれば児童生徒のことを中心に考えて、最適な教育環境を教育委員会として整えるべきではないか

○学校教育部長 上尾市学校施設更新計画基本計画の方針である「新しい時代の学びにふさわしい学校づくり」に基づき、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨しながら成長していくことができるような教育環境を整えていくことが、児童生徒にとって最適な環境と考えております。今後も学校教育部といたしましては、教育的観点を重視した環境整備を進めるため、教育総務部との連携を深めてまいります。

●上尾市では、宅地開発により児童生徒が増加している学校もあるが、宅地開発が見込まれずに児童生徒の減少が見込まれる学校もある。学校間の規模による不公平感を緩和する観点からも、未来の児童・生徒のために学校再編を進める必要があると考えるが、教育長の見解は

○教育長 少子化を中心とした様々な社会の将来変化も踏まえながら、未来の子供たちのために、新しい時代の学びにふさわしい学校施設更新を進め、魅力あふれる学校づくりを目指してまいります。

●情報端末のクロムブックの統一については、令和6年度より中学校、令和7年度より小学校を整備、同時に故障等への対応用の予備も整備されるとの認識で良いのか

○教育総務部長 現在使用している中学校700台、小学校1,632台のウィンドウズタブレットについて、中学校は令和6年度当初から、小学校は令和7年度当初から、クロムブックのノート型に入れ替える予定としております。予備機については、6年度予算により対応することから、令和7年度当初に整備できるものでございます。

●端末の整備に関連して、ネットワークの関係で通信が途切れる点については通信環境の改善を来年度以降、一定規模を超える小中学校において改修工事を12/15から実施予定とのことだが、この工事で全ての学校の通信環境が整うと考えて良いのか

○教育総務部長 今回の改修工事は、国・県の学力調査において、ICT端末を使用したテスト形式にすることに対応するために行った通信テストの結果を受けて、300人の児童・生徒の同時接続が想定される学校の回線について、通信速度を10ギガに改修するものでございます。対象校は、小学校7校、中学校10校で、これにより全校の通信環境が整う予定でございます。

●現状でクロムブック端末が不足する中での活用状況について、恒常的に不足している分を、学校



現場ではどのように対応しているのか。ある学校では、生徒自身に他のクラスへの借用を任せきりにして、間に合わないと生徒に責任を転嫁しているケースがあると聞いた。今の教育現場は、どうなっているのか。全校での対応の状況と是正の見込みについて伺いたい

- 学校教育部長 クロムブック端末が不足している状況の中で、各校においては、学年内や学級間で調整をしておりますが、その調整は教員が責任をもって行うべきものであると捉えております。今後は、端末の共有方法についてより明確にするとともに、教員間で端末使用のスケジュール管理等を徹底させ、児童生徒が理不尽な思いをすることなく、必要な時に端末が使用できるよう、指導をしてまいります。

## ・スポーツ科学拠点を含む、県への要望活動と進捗

### ●スポーツ科学拠点に関する県への要望状況

- 教育総務部長 本市は、埼玉県知事及び埼玉県議会議長に対しまして、令和3年11月に、スポーツ科学拠点施設に関する要望を市長をはじめ、市議会議長、副議長と共に行いました。令和4年3月、及び7月には、「スポーツ科学拠点施設に関する本市の提案」を埼玉県知事に提出させていただいたところでございます。その後の令和5年1月には、屋内25メートルプール整備について要望を行い、その結果、本年3月に策定された「埼玉県 スポーツ科学拠点施設整備事業基本計画」において、「屋内プールなどの運動施設」が任意施設と位置付けられたところでございます。今後につきまして、県では、本年8月に設置した「埼玉県スポーツ科学拠点施設整備事業審査委員会」において、公募設置等 指針の策定や事業者の募集選定、事業者審査等の検討を進め、令和6年12月までにPark-PFI事業者を決定し、令和9年度中の開業を目指しているとのことでございます。本市としては、今後、策定される公募設置等 指針の内容や事業者選定等を注視し、これまでの 県への要望や 提案事業の更なる推進を図り、水上公園跡地が、市民・県民の憩いと賑わいの場となるよう、引き続き、県と連携を図ってまいります。

## ◎戸口 佐一 議員

### ・通学路の安全対策について

#### ●学校にお聞きします。原市小学校の通学路安全マップには「通学路だが、歩道がないため危険」と表示されている。危険な通学路の安全確保はどのようにしているか

- 学校教育部長 学校によりますと、当該道路には歩道が片側にしかないため、歩道側を1列で歩くよう安全指導をおこなっているとのことです。

#### ●この道路が上平北小学校の通学路であることが28日確認できた。教育委員会は学校や関係児童・保護者にどのような対応をしたのか

- 学校教育部長 教育委員会といたしましては、連絡を受けた28日すぐに学校へ該当場所の状況を連絡し、対応について協議しました。学校は、その日の給食の時間に、全校放送で児童に周知するとともに、通学路として使用している児童に対しては、下校時に改めて指導を行いました。

#### ●写真を見てもわかるよう、いつものように折れた枝の下を通学しています。パトロールをつける、迂回する等、対応できないか

- 学校教育部長 教育委員会と学校が対応について協議した結果、通学路を迂回させる対応は困難であったため、樹木から離れて通行するよう児童へ指導しております。

## ・CO2削減の実効ある対策を

- 学校給食に係る生ごみの処理について。 神奈川県大和市は学校給食で発生する生ごみを、生ごみ処理機でたい肥にし、・・・伊奈町学校給食センターでは業務用ごみ処理機「シンクピアGJ-250」を設置している。上尾市の学校給食における食べ残しなどの廃棄量は、小学校R1は、約17トン/年。中学R4は約33トン/年・・・合計で50トン/年上尾市も燃やさず、生ごみの再資源化をおこなうべきと思いますが、見解を伺います

- 学校教育部長 本市の学校給食における食品廃棄物は、現在、その多くを焼却処分しておりますが、廃油につきましては、専門業者に売り払い、リサイクルしております。今後の学校給食における食品廃棄物の処分の方法につきましては、たい肥化や飼料化など他市の事例を参考に調査研究してまいります。

## ◎池田 達生 議員

### ・学校再編計画は、児童・生徒保護者、地域の声を聞いて

- 学校施設更新計画の今後の日程、取り組み予定

- 教育総務部長 上尾市 学校施設更新計画 基本計画に基づき、今年度末までに、施計画の策定を予定しており、令和6年度以降は、実施計画に則り、学校施設の更新や学校再編の協議を進めていく予定としております。

- 実施計画骨子案の方向性の2では、「学校再編の対象校には、協議会を設置し、保護者や地域住民との対話を通じて、通学区域の調整や近隣校との統合など地域の実情を踏まえた規模の適正化を図る適正な手法を検討」と記載されているが、保護者や地域住民との対話を通じてと述べていますが、その中に、子どもの意見をどのように聞いていくのか、また、どのように対話をされていく予定か伺う

- 教育総務部長 学校再編検討対象校には、学校関係者や保護者、地域住民等による協議会を設置する予定としております。また、学校再編の検討にあたっては、児童・生徒の意見もしっかりと聴取していきたいと考えております。

- 同じく、方向性2の文言で、「近隣校との統合など地域の実情を踏まえた規模の適正化を図る適正な手法を検討」とありますが、近隣校との検討が必要になるということですが、近隣校にも対応する住民も入った協議会などが必要になると思いますが、見解を伺う

- 教育総務部長 学校再編の協議では、学校再編検討校の 児童・生徒や保護者、教員の皆さまなどの意見聴取を丁寧に行う必要があると考えております。その後、学校再編の検討の過程で、近隣校に影響が出る場合などは、必要に応じ調整を図る予定としております。

- 6月の私の質問に部長は3つの対象校においてアンケートを取ると答弁しているが、アンケートの目的、対象は、内容の公表はされるのか、進捗状況を伺う

- 教育総務部長 学校再編の協議にあたり、学校再編検討校の現状や課題を把握するために、平方北小学校、尾山台小学校、大石南中学校の未就学児保護者を含む保護者や教員に対してアンケート調査を8月から9月に実施し、現在、取りまとめているところでございます。

- 実施計画の工程が、9月の教育委員会で発表されているが、その中で3つの取り組み概要が示されています。平方北小、尾山台小、大石南中の3つの対象校は、「再編」のくりとなると思いますが、確認します。令和5年は、再編の検討、令和6年から令和9年まで「再編案の協議」となっています。再編案の協議で4年間もかけることとなりますが確認します

○教育総務部長 実施計画（骨子案）については、実施計画の構成や内容、行程表の記載イメージをお示ししたものでございます。今後、報告予定の実施計画（素案）において、学校再編検討校の協議時期の目安を明示する予定としております。

●上尾市は、小規模校を統廃合する計画を進められていますが、その関連で質問します。令和5年度第2回上尾市地域創生総合戦略審議会が開かれ私も委員として出席しました。その時に、第2期上尾市地域創生総合戦略評価シート・令和4年度実績として、KPI数値が発表されました。その中で基本方向の「子どもが健やかに育つことができる環境の整備」の項目の中の、上尾市の学力学習状況調査の結果が公表されました。全国標準得点を50.0としていますが、令和4年度は、49.5です。前年の令和3年度は、51.1からかなり下がっています。令和7年の目標は、52.2です。その下がった原因を伺います

○学校教育部長 令和4年度上尾市立小・中学校学力調査の小学校における結果が、令和3年度に比べて、低下した要因につきましては、国語科における文章で適切に表現することに課題があること、算数科における「数と計算」「数と式」の領域について、定着が十分に図られていないこと等であると認識しております。

●アメリカで米国教育史上最も重要な実験の一つとして評価されている、テネシー州のスター計画の結果では、「小規模学級は学力調査に好影響、小規模学級が通常規模学級を上回る」としています。6月議会でも少人数学級、小規模校のメリットは詳しく、質問しましたが、上尾市が進めている、少人数学級、小規模校を統廃合する計画は、子どもたちの学力の向上には、そぐわないと考えるが改めて見解を伺う

○学校教育部長 少人数学級につきましては、教員が一人一人の児童生徒と接することができる時間をより多く確保できることなどから、学力向上に資する要素の1つであると認識しております。しかしながら、小規模校につきましては、チームティーチングや専科指導等の多様な指導方法の機会が少なくなること、さらに中学校においては、全ての教科の教員を配置できなくなるおそれがあると認識しております。確かな学力の育成を図るためにも、児童生徒の学びに望ましい学校規模の整備が必要であると考えております。

●「統廃合で今ある学校をなくさないで」、「今ある学校の計画的な大規模改修、補修を」求める市長、教育長あての署名は5,000筆を超え、提出されました。この署名に託された多くの市民の声を教育長はどのように受け止めたのか伺う

○教育長 市内の小・中学校の多くは、建築後40年以上が経過し老朽化が進行している状況でございます。そのため、多くの市民の皆様が、学校施設更新計画に関心を持ち沢山の署名があったものと受け止めております。教育委員会では、「新しい時代の学びにふさわしい学校」を目指し、老朽化した学校施設の効率的な更新を行うために「上尾市学校施設更新計画基本計画」を策定し、保護者をはじめとした市民の皆様の説明を行うなど、丁寧に進めてきたところでございます。また、市議会に対しても「上尾市学校施設更新計画基本計画調査特別委員会」において適宜報告を行ってまいりました。今後も、次代を担う子供たちのために、「上尾市学校施設更新計画基本計画」に則り、魅力あふれる学校の整備を推進してまいります。

●学校給食に関するアンケートが、保護者、児童、生徒からとられた。その結果、現状の学校給食に「満足している」、「どちらかといえば満足している」が小学生保護者92%、中学生保護者が82%。小学生は93%、中学生は85%とすべて、8割以上の保護者、児童生徒が現在の給食を好んでいる結果が出ています。それを保障しているのが、給食の提供方式で、小学校が自校方式、中学校がセンター&サテライト方式といえる。給食の提供方式についての論議がされている。おいしさのほかに、食中毒対策、災害時対応でも自校方式は対応が優れている。この方式を変える視点に立っているのか伺う。また、給食の提供方法の検討は、どこでどのように検討、決定さ

## れるのか伺います

- 学校教育部長 学校給食の提供方式については、上尾市学校施設更新計画に合わせて検討していかなければならないものと考えております。学校給食衛生管理基準への適応や給食室の環境改善に加え、アレルギー対応に適応した施設の整備、給食調理員の人材確保など、様々な課題を踏まえて、将来にわたり安定的な給食提供体制を構築できるよう検討してまいります。また、提供方式の検討につきましては、令和5年3月に策定しました「上尾市学校給食基本方針」を踏まえ、上尾市学校給食運営委員会で審議を経て、令和5年度中に「上尾市学校給食施設基本計画」としてまとめ、教育委員会で方向性を示してまいります。
- 水泳授業モデル事業「アンケート調査報告書」では、「インストラクターは教員とともに水泳指導に入る」、「インストラクターは、教員とのチームティーチングによりきめ細かで効果的な指導ができる体制とし」ている。この契約は、「準委任契約」と教育委員会は議会質問に答えている。準委任契約では、委託者に指揮命令権はない。教員とともに指導したり、指導や内容や方法について教員が「こうしてほしい」ということは、できない契約になっている。チームティーチングや、教員とともに、水泳指導をするということは、独立して業務(水泳指導)を行うことにならず、偽装請負に当たると考えますが、見解を伺う
- 教育総務部長 民間スイミングスクールを活用した水泳授業モデル事業は、市と法人との契約に基づき、適切に水泳授業を実施しており、法に抵触することはございません。
- モデル事業として対象は4校になっている。ほかの学校に広める計画はあるのか。ないとすれば、教育の公平の理念から外れることになる。見解を伺う
- 教育総務部長 今回のアンケートにより、児童生徒や保護者、教員からの事業に対する評価も非常に高く、事業継続の声が多いことも含め、段階的に対象校を拡大していく方針としております。
- 全校にモデル事業を適用するには、物理的に無理と考えるが、その対応策はどう考えているのか伺う
- 教育総務部長 令和4年3月に決定した「上尾市立学校の水泳授業及びプール施設のあり方基本方針」では、全てを民間スイミングスクールで実施すること以外に、公営プールの活用や学校プールの共同利用など、地域の実情に即した水泳授業の展開を想定しております。
- モデル事業の当初予定では一人の年間費用は、14,730円であったが、今回は、18,000円に跳ね上がっている。児童生徒数が、2023年度小中合わせて16,346人。すべての学校が民間プールを利用したとすると合計は、294,228,000円で約3億円となる。当初は、約2億4千万円。約5千万円も多い。大変な出費が予想される。各学校のプールの更新より安いという根拠が崩れる。見解を伺う
- 教育総務部長 近年の物価高騰や人件費上昇による委託費用の上昇と同様に、プール更新に係る費用も高騰しているところでございます。令和5年度のモデル事業アンケート調査結果では、児童・生徒をはじめ、保護者、教員からも高い評価を受けておりますことから、民間スイミングスクールを活用した水泳授業を推進してまいりたいと考えております。
- 「市長は学校施設更新計画の見直しにあたり『学校規模が大きくなり過ぎる、通学距離が遠くなる、地域住民の声を聞いてない、コストありきの再編案である、との声を受けてゼロベースで見直し』と表明されました。この表明に従えば、大規模学校、遠い通学距離になるような再編は行わないということになります。この考えに変わりはありませんか。また『地域住民の声を聞いていない』と表明

されましたが、地域からは今回の件に関し、「説明を一度も行わないで進めるのは納得できない」、との声が上がっています。新しい更新計画について直接意見を聞くことができる住民説明会を開くようにするべきと考えます。説明会開催を担当部局に指示するよう求めますが見解を伺う

- 市長 上尾市学校施設更新計画基本計画の見直しに際しては、市民に対し広く意見を聴取し、市議会に対しましても、調査特別委員会におきまして、説明をさせていただいた上で、本計画を改定したところでございます。今後の計画の推進に当たっては、これまで同様に、関係各位に対し丁寧な説明や意見聴取に努め、皆様の理解を得ながら学校施設の更新を進めていく所存でございます。

〔令和5年12月20日(水曜日)〕

## ◎轟 信一 議員

・子どもたちが安心できる学童保育所に

### ●令和5年4月から11月末時点での市内小中学校の児童生徒が関係する下校時間帯の交通事故や不審者情報は何件ありましたか

- 学校教育部長 令和5年4月から11月末時点で、教育委員会が把握している市内小中学校の児童生徒が関係する下校時間帯の交通事故は4件、不審者情報は5件ございました。

## ◎新藤 孝子 議員

・不登校・ひきこもりの支援の拡充を

### ●上尾市の不登校の児童・生徒数はどのような状況なのか

- 学校教育部長 文部科学省の定義する年間30日以上欠席等の不登校児童生徒数の推移につきましては、令和元年度は小学校35人、中学校191人、令和2年度は小学校44人、中学校209人、令和3年度は小学校87人、中学校257人、令和4年度は小学校126人、中学校308人でございます。

### ●不登校児童生徒が減らない要因は何か、どんな議論がされているのか

- 学校教育部長 不登校児童生徒が減らない背景につきましては、従来の不登校の要因である学校生活や人間関係への不安、インターネットやゲームの影響、家庭環境の複雑化などに加え、コロナ禍をはじめとした社会情勢及び生活環境の変化により、学校に対する意識の変化や生活リズムの乱れから登校する意欲が湧きにくい状況になったことなど、様々な要因が複雑に絡み合っていることによるものと捉えております。上尾市における不登校対策につきましては、令和4年度から上尾市不登校対策推進委員会を設置し、協議を行っており、令和5年3月に上尾市不登校対策基本方針を策定したところでございます。今年度は、不登校児童生徒の民間施設や自宅等における活動に係る指導要録上の出欠の取扱いについてのガイドラインの策定に向けて協議しております。また、多様な学習機会への経済的支援や、学校内外の多様な居場所づくりについても協議しております。

### ●不登校児童生徒への学校での対応はどのようなものなのか

- 学校教育部長 まず、不登校の未然防止のために、一人一人が「居心地の良さ」や「安心感」をもてる学級づくりや、個の特性に配慮した分かりやすい授業の展開、自己有用感を育む学校行事等に取り組んでおります。また、日頃から児童生徒が相談しや

すい人間関係を築きつつ見守り、欠席が続くなどの兆候が見えた場合には、電話連絡や家庭訪問を行うなど、早期対応に努めております。さらに、必要に応じて、さわやか相談室相談員やスクールカウンセラーとも連携し、組織的な対応をしております。登校が難しくなった場合につきましては、本人が登校しやすい時間帯の設定や別室登校、ICTを活用したオンラインによる授業参加や面談など、個別の状況に応じた支援を行っております。

### ●学校外での多様な教育機会を確保するための居場所としてどのようなところがあるのか

○学校教育部長 学校外における不登校児童生徒の居場所といたしましては、公的施設である教育センターや民間施設であるフリースクールなどがございます。現在、教育センターでは情報コーナーを設け、民間施設や相談窓口等の情報提供を行い、相談者が自分で選ぶことができるようにしております。

### ●こうした居場所に通うための経済的な支援は、行われているのか伺う

○学校教育部長 不登校児童生徒への多様な学習機会への経済的支援につきましては、現在は行っておりませんが、7月実施の不登校対策推進委員会において、各委員から御意見をいただくとともに、先行自治体の調査や民間施設への訪問を継続して行っております。

### ●教育センターに不登校の相談で来所している人数はどれくらいなのか

○学校教育部長 教育センターに不登校の相談を主訴として来所している相談者につきましては、保護者のみの相談を含め、令和4年度は小学校103件、中学校108件でございます。

### ●教育センターでの支援内容はどのようなものなのか

○学校教育部長 教育センターでは、教育相談員等による電話、来所、電子メール、訪問等の形態で個別に教育相談を行っております。学校適応指導教室におきましては、製作活動や自習などの個別活動、スキル学習やゲームなどの交流活動、施設見学や宿泊などの体験活動等の指導、支援を指導員が行っております。また、スクールソーシャルワーカーによる訪問支援も行っております。

### ●不登校生徒の進学率はどのような状況なのか

○学校教育部長 令和4年度の不登校生徒の進学率は約96パーセントでございます。

## ◎平田 通子 議員

### ・子どもをとりまく環境の整備を

### ●いじめや不登校が大変ふえている。相談体制の強化が必要と考えるが、拡充の予定を伺う。スクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカーは増やす予定はあるのか？土曜日の相談、夜間の相談対応予定はあるのか

○学校教育部長 スクールカウンセラーによる教育相談対応のニーズは高まってきており、学校からの要望もございますことから、さらなる充実を図ることができるよう、勤務日数を増やすことなどにつきまして県に要望してまいります。スクールソーシャルワーカーにつきましては、派遣の状況や支援ニーズなどの現状を踏まえた上で、不登校対策推進委員会で協議しながら、適正な配置について検討してまいります。夜間や週末の相談につきましては、土日及び閉庁後でも受付をしている国や県の相談機関の案内を年度当初に児童生徒へ配布し、周知しております。なお、本市におきましては、教育センターで、24時間受付可能なメール相談である「さわやかメール」を開設してござい

す。

●先生に話を伺うと、大石中など大規模校は、子どもの人数だけで、圧迫感を感じる生徒が、不登校になっているとのことだが、市の学級規模の平均人数は何人、小規模校と大規模校での平均人数にちがいはあるのか

○学校教育部長 学級規模につきましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づき、1学級あたりの人数を小学校の1～4年生までは35人、小学校5、6年生と中学校全学年は40人にする事となっており、学校規模に関わらず市内全ての小中学校がこの基準のとおり編制をしております。また、1学級あたりの児童生徒数の平均でございますが、本年5月1日現在において、小学校が約26人、中学校が約31人でございます。なお、大規模校と小規模校の平均人数の違いにつきましては、平均する際の分母となる学級数が多い分、大規模校の平均のほうが大きくなる傾向がございますが、単学級であっても、小学校35人、中学校40人の学級もありえることから、一概に比較することができないと考えております。

●いじめや不登校について、小規模校と大規模校で出現率？違いはあるのかないのか

○学校教育部長 いじめや不登校の出現率につきましては、学校規模との相関関係は、見られておりません。

●市議会議員選挙にあたり、子どもたちが話し合い、自分たちの質問を議員に直接届け、回答を要請し、模擬投票を計画されていた。主権者教育について、教育委員会の評価は

○学校教育部長 実際の選挙などを題材にして学習を行っていくことは、政治に関する興味関心が高まり、将来の主権者として求められる資質、能力の向上に寄与するものと考えております。なお、実施にあたっては、政治的中立性を担保すること、公正・公平な観点で行うこと、また、実際の選挙に影響を与えないよう配慮することなども大切であると考えております。

〔令和5年12月21日(木曜日)〕

◎矢口 豊人 議員

・環境政策について

●給食残菜のバイオガス化(委託)とは

○学校教育部長 給食残菜のバイオガス化とは、給食残菜を生ごみとして焼却処分するのではなく、専用の処理施設でメタン発酵させて、そこからバイオガスを発生させて発電などに活用するものでございます。メリットといたしましては、焼却処分に伴う二酸化炭素の排出量が抑制されるとともに、発生したガスを発電に利用するなど、給食残菜からエネルギーの回収を行えることで、地球温暖化対策に寄与することがございます。一方、デメリットといたしましては、処理費用が割高になることや、現時点では処理できる施設が少なく、近隣にないことなどがございます。